

資本項目外貨業務手引き 2024年版

国家外貨管理局は資本項目外貨業務手引き（2024年版）を各外貨管理当局及び銀行に通知しました。本通知は2024年5月6日から施行され、2020年版は同時に廃止されます。

本手引きの第一部は外貨管理局の事務として資本項目外貨業務手引き、第二部は銀行直接事務としての資本項目外貨業務手引き、第三部は書式文例の三部構成となっており、今回は第一部の6.4 財産移転のための外貨購入と支払いの承認（移民及び相続）のところを紹介します。

【参考法規】

- ・ 中華人民共和国外国為替管理条例 (国务院令第532号)。
- ・ 個人財産対外移転及び売却の外貨支払管理暫定弁法 (中国人民銀行2004年公告第16号)
- ・ 個人財産対外移転及び売却の外貨支払管理暫定弁法操作手引きの通知 (匯發[2004] 118号)
- ・ 個人財産対外移転のための納税証明書又は完納証明書の交付に関する問題の通知 (国税發 [2005] 13号)
- ・ 個人財産対外移転及び売却の外貨支払管理暫定弁法に関する問題の通知 (匯發 [2005] 9号)
- ・ 資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知 (匯發 2014年2号)
- ・ 国家外貨管理局行政許可実施弁法 (国家貨管理局公告[2021]年第1号)

【授權範圍】

1. 移民の財産移転は、移民の元の戸籍が所在する場所の外国管理局によって審査され、承認されなければならない。

2. 相続財産の移転は、被相続人の戸籍のある場所の外国管理局で審査され、承認されなければならない。相続人が別の被相続人から財産を相続した場合、相続人は被相続人の死亡前の戸籍所在地である外国管理局を選び申請書類をまとめて提出することができる。

【審査材料】

■ 移民の財産移転

(1) 書面申請し且つ《個人財産移転業務申請表》を添付する。

(2) 申請人の本人確認書類

① 申請者が外国の永住権を取得した中国公民である場合

- ・ 中華人民共和国の有効なパスポートまたは居住国が発行した外国人証明書。
在外中国大使館または領事館が発行(または認証)した申請者の海外居住証

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

明書を提出

- ・ 移民前の戸籍地で公安機関が発行した国内戸籍抹消証明書

②申請者が外国の市民権を取得している場合は

- ・ 申請者の居住国の身分証又はその他の有効な身分証明書(パスポート)。

在外中国大使館または領事館が発行(または認証)した申請者の海外居住証明書を提出

- ・ 移民前の戸籍地で公安機関が発行した国内戸籍抹消証明書

(3)申請者の収入源の証明と財産権の証明書類。

① 個人報酬収入(賃金及び給与、著作者報酬、労務サービス報酬等を含む)については、収入源の証明を提出しなければならない。

②経営収入(個人事業者、企業の個人株主、個体工商生産経営所得など)について収入源を証明できる個人経営収入申告書、株主証明或いは請負、賃貸契約又は協議をもって収入源の証明とし、企業の財務諸表、企業の取締役会の配当決議などを提出しなければならない。

③キャピタルゲイン

利息、配当収入は、支払証書、株式および債券の口座開設及び取引記録
財産賃貸収入、財産の譲渡収入、特許権使用料などは以下の資料を提供しなければならない。

a 財産賃貸、譲渡、特許権使用に関する契約又は協議及び取引資金の振込証明。

b 建屋所有権証明書、土地所有権証明書又は不動産財産権証明書

c 不動産売買契約或いは立退き補償協議などの契約、取引資金振込証明

④偶発的な収入(合法的な福祉宝くじ、スポーツ宝くじなどを含む)及びその他の財産或いは収入は、真実の取引記録証明を提出しなければならない。

(4)主管税務部門が発行した納税証明書の原本

(5)委託するときは委託代行契約書と代理人の身分確認書類

■ 相続財産の移転

(1) 書面申請しかつ《個人財産移転業務申請表を添付する。

(2) 申請者の本人確認書類(申請者が外国人の場合)

- ・ 申請者が保持する外国パスポート又はその他の国籍を証明する書類
- ・ 申請者の居住国の身分証明書或いはその他の有効な身分確認書類。
在外中国大使館または領事館が発行(または認証)した申請者の居住国での居住証明書

(3)申請者が相続財産を取得したことの証明書類(相続、遺言書の公証等を含む)。

(4) 被相続人の財産権証明書類(不動産権証書、建物売買契約或いは立退き補

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

- 償協議、請負或いは賃貸契約、財産譲渡契約、特許権使用協議契約などを含む)
- (5) 主管税務部門が発行した納税証明書の原本
- (6) 委託するときは委託代行契約書と代理人の身分確認書類

【審査原則】

1. 司法、監督、その他の部門が法律に基づいて制限する財産移転の申請は受理しない。
2. 国家公務員とその近親者の申請額 100 万円超については審査過程において相応級別監察部門に照会する。金額が大きく違法性が疑われる財産移転の申請については、相応級別の公安、司法部門に照会する。
3. 建物の「不動産権証書」が収集されている場合、不動産部門は証明文書等を提供する。